

◎不正又は不誠実な行為を行った下記業者について、3ヶ月間、九州地方整備局(港湾空港関係に限る)発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 奈良県緑化土木協同組合
業者の住所： 奈良県奈良市東紀寺町2丁目8番8号
- 指名停止措置期間： 令和5年7月18日～令和5年10月17日(3ヶ月)
- 指名停止措置の範囲： 九州地方整備局管内(港湾空港関係に限る)
- 事実概要

本件は、近畿地方整備局管内の直轄工事において、奈良県緑化土木協同組合が落札決定後に契約を辞退(1件)したこと及び履行不能届(2件)を提出して契約解除に至ったものである。

案件①

奈良県緑化土木協同組合は、令和5年3月15日に淀川ダム統合管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法面対策工事」を落札したが、会社経営の悪化により廃業の方向であるため、令和5年3月20日に契約辞退届を提出した。

案件②

奈良県緑化土木協同組合は、令和4年10月19日に奈良国道事務所(以下、発注者)発注の「大和御所道路小槻高架橋P71L下部他工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなったため、令和5年3月22日に履行不能届を提出した。発注者は工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、同条の規定に基づき、令和5年4月11日に解除通知を行った。

案件③

奈良県緑化土木協同組合は、令和4年8月30日に滋賀国道事務所(以下、発注者)発注の「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなったため、令和5年4月10日に履行不能届を提出した。発注者は工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、同条の規定に基づき、令和5年4月25日に解除通知を行った。

5. 指名停止措置理由

当該業者が落札決定後に契約を辞退したこと及び履行不能届を提出して契約解除に至ったことは、「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」と総称する)の別表第2第15号(下記参照)に該当する。本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

<措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-10-7
代表:TEL092-418-3340

総務部契約管理官 坂本 起朗(内線290) 経理調達課直通:TEL092-418-3345